

岡山県公報		発行 岡山県	
目次	担当課（室）		
○ 岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（以上県例規集登載） 【告 示】 ○ 工作物の設置を目的として土地を使用する場合の使用料の額の一部改正（県例規集登載） ○ 指定障害児通所支援事業者の指定 ○ ” ○ ” ○ 指定居宅サービス等の事業の廃止 ○ ” ○ 指定介護療養型医療施設の指定の辞退 ○ ” ○ 土砂災害警戒区域の指定の解除 ○ 土砂災害警戒区域等の指定 【公 告】	人事課 自然環境課 財産活用課 指導監査室		
○ 土地改良事業換地処分の届出（市町村） ○ 土地改良事業の工事完了 【企 業 局】 ○ 岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程 ○ 岡山県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県労働委員会あっせん員候補者 【人事委員会】 ○ 岡山県労働委員会あっせん員候補者 【労働委員会】	耕地課 ” 総務企画課 人事委員会 ” 労働委員会	担当課（室）	

◎岡山県規則第十五号

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「退職手当支給内申書（様式第一号）」を削り、「提出しなければ」を「内申しなければ」に改め、同条第五号中「総代者選任届（様式第二号）」を「総代者の選任に関する届書」に改める。

第二条中「退職手当支給内申書」を「内申」に改め、「退職手当計算書（様式第三号）により」を「退職手当の」に改め、「退職手当支給通知書（様式第四号）」を削り、「交付」を「退職手当の支給を通知」に改める。

第六条第一項中「受給期間延長申請書（様式第五号）」を「受給期間の延長に係る申請書（以下「受給期間延長申請書」という。）」に改め、同条第四項中「受給期間延長通知書（様式第六号）」を「受給期間の延長に係る通知書（以下「受給期間延長通知書」という。）」に改める。

第九条第一項中「岡山県職員退職票（様式第七号）」を「岡山県職員の退職に係る証票（）」に改め、同条第三項中「失業者退職手当受給資格者証（様式第八号）」を「失業者の退職手当の受給資格に係る証明書（）」に改め、同条第五項中「失業者退職手当支給願（様式第九号）」を「失業者の退職手当の支給願（以下「失業者退職手当支給願」という。）」に改め、同条第七項中「失業者の退職手当支給台帳（様式第十号）」を「台帳」に改め、同条第八項中「受給資格者氏名住所変更届（様式第八号の二）」を削り、「提出し」を「届け出」に改め、同条第九項中「受給資格者氏名住所変更届の提出」を「届出」に改める。

第十条第一項中「公共職業訓練等受講届（様式第十一号）」を「公共職業訓練等の受講の届書（）」に、「公共職業訓練等通所届（様式第十二号）」を「公共職業訓練等への通所の届書（）」に改める。

第十二条第一項中「傷病手当に相当する退職手当支給申請書（様式第十三号）」を削り、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第二項中「規定による傷病手当に相当する退職手当支給申請書の提出」を「申請」に改める。

第十四条中「失業者退職手当受給資格者証（様式第八号）」を「失業者の退職手当の受給資格に係る証明書（）」に、「失業者退職手当高年齢受給資格者証（様式第十四号）」を「失業者の退職手当の高年齢受給資格に係る証明書（）」に改める。

第十五条中「失業者退職手当受給資格者証（様式第八号）」を「失業者の退職手当の受給資格に係る証明書（）」に、「失業者退職手当特例受給資格者証（様式第十五号）」を「失業者の退職手当の特例受給資格に係る証明書（）」に改める。

第十六条第一項を次のように改める。

受給資格者又は条例第十条第十五項に規定する者は、同条第十一項第四号から第六号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、受給資格者証、高年齢受給資格者証又は特例受給資格者証を添えて任命権者に申請しなければならない。

第十六条第二項中「申請書の提出」を「申請」に改める。
第十八条から第二十二号までを削り、第二十三条を第十八条とする。
様式第一号から様式第三十号までを削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第十六号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年岡山県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。
別表第二の三の項イ及びロを次のように改める。

- | |
|------------------------------------|
| イ 法第十六条第二項の規定による国定公園事業の執行の協議の申出の受理 |
| ロ 法第十六条第三項の規定による国定公園事業の執行の認可の申請の受理 |

別表第二の三の項ハ中「法第十条第六項の規定（ニ）を削り、「場合を含む。」を「法第十条第六項の規定」に改め、「国立公園事業又は」を削り、同項ニ中「法第十条第九項の規定（一）を削り、「場合を含む。」を「法第十条第九項の規定」に改め、「国立公園事業又は」を削り、同項リ及びヌを削り、同項チ中「法第十四条第二項の規定（一）を削り、「場合を含む。」を「法第十四条第二項の規定」に改め、「国立公園事業又は」を削り、同チを同項リとし、同項ト中「法第十三条の規定（ニ）を削り、「場合を含む。」を「法第十三条の規定」に改め、「国立公園事業又は」を削り、同トを同項チとし、同項ヘ中「法第十二条第二項の規定（ニ）を削り、「場合を含む。」を「法第十二条第三項の規定」に改め、「国立公園事業者又は」を削り、同ヘを同項トとし、同項ホ中「法第十二条第一項の規定（ニ）を削り、「場合を含む。」を「法第十二条第二項の規定」に改め、「国立公園事業者又は」を削り、同ホを同項ヘとし、同項ニの次に次のように加える。

- | |
|---|
| ホ 第十六条第四項において読み替えて準用する法第十二条第一項の規定による国定公園事業者の譲渡による地位の承継の承認の申請の受理 |
|---|

別表第二の三の項ル中「許可」の下に「（国立公園に係るものにあつては、自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号。以下この項において「政令」という。）附則第二項前段の規定により知事が行うこととされているものに限る。）」を加え、同ルを同項ヌとし、同項ヲ中「国立公園又は」を削り、同ヲを同項ルとし、同項ワ中「国立公園又は」を削り、同ワを同項ヲとし、同項力中「国立公園又は」を削り、同力と同項ヲとし、同項ヨ中「国立公園又は」を削り、同ヨを同項力とし、同項タ中「国立公園又は」を削り、同タを同項ヨとし、同項レ中「国立公園又は」を削り、同レを同項タとし、同項ソ中「受理」の下に「（国立公園に係るものにあつては、政令附則第二項前段の規定により知事が行うこととされているものに限る。）」を加え、同ソを同項レとし、同項中ツからナまでをソからネまでとする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百二十八号

平成二十一年岡山県告示第百十八号（工作物の設置を目的として土地を使用する場合の使用料の額）の一部を次のように改正する。
令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表法第三十二条第一項第二号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

法第三十二条 第一項第三号 に掲げる施設						
その他のもの	自 動 運 行 補 助 施 設					
	その他のもの		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱 その他の柱類	法第二条第二項第五号に 規定する自動運行装置に よる検知の対象として設 置する導線その他の線類		
				地下に設けるもの	その他のもの	
	上空に設けるもの		一本につき一年	長さ一メートルに つき一年		
	地下に設けるもの		占用面積一平方メ ートルにつき一年			
	一、五〇〇円	九二〇円	二、四〇〇円	一、〇〇〇円	三二円	九円
	六五〇円	三九〇円	一、〇〇〇円	一三円		四円
	四六〇円	二七〇円	七三〇円	九円		三円
	三八〇円	二二〇円	六一〇円	八円		二円
	三四〇円	二〇〇円	五四〇円	七円		二円
				</		

表法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設の項中「第三十二条第一項第三号及び第四号」を「第三十二条第一項第四号」に改め、同表中

を		に改める。	
その他のもの		その他のもの	
		Aに〇・〇三三を乗じて得た額	
		Aに〇・〇三三を乗じて得た額	
		Aに〇・〇三三を乗じて得た額	

附 則
(施行期日)

- 1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産である土地の使用に係る使用料については、なお従前の例による。ただし、当該許可に係る付款に使用料について特別の定めのある場合は、当該付款の定めるところによる。

◎岡山県告示第百二十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ことのはフレンズ

2 所在地

赤磐市桜が丘西一〇―二九―九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人ことのはフレンズ

2 主たる事務所の所在地

赤磐市桜が丘東一―一―一〇三

三 指定年月日

令和四年四月一日

四 事業所番号

三三五―三〇〇―二八

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第百三十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ふらっと

2 所在地

玉野市用吉一七六七番地一階

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人みらい

2 主たる事務所の所在地

美作市尾谷一六八

三 指定年月日

令和四年四月一日

四 事業所番号

三三五〇四〇〇一一九

五 サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第百三十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

よつばのクローバー 邑久

2 所在地

瀬戸内市邑久町尾張三六七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社安心ライフサポート

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区春日町五―二〇 アルファ春日町一〇三

三 指定年月日

令和四年四月一日

四 事業所番号

三三五―二〇〇〇九六

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第百三十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
- 1 名称
- 赤磐医師会病院
- 2 所在地
- 岡山県赤磐市下市一八七―一
- 二 事業者の名称（氏名）及び主たる事務所の所在地（住所）
- 1 名称（氏名）
- 公益社団法人赤磐医師会
- 2 所在地（住所）
- 岡山県赤磐市下市一八七―一
- 三 廃止の届出を受理した年月日
- 令和四年三月十五日
- 四 介護保険事業所番号
- 三三一二二一〇一一九
- 五 サービスの種類
- 短期入所療養介護
- 介護予防短期入所療養介護

◎岡山県告示第百三十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

医療法人 萌生会 国定病院

2 所在地

岡山県浅口郡里庄町浜中九三一―一四一

二 事業者の名称（氏名）及び主たる事務所の所在地（住所）

1 名称（氏名）

医療法人萌生会 国定病院

2 所在地（住所）

岡山県浅口郡里庄町浜中九三一―一四一

三 廃止の届出を受理した年月日

令和四年三月十五日

四 介護保険事業所番号

三三一―二七一〇〇三五

五 サービスの種類

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

◎岡山県告示第百三十四号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があつた。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

赤磐医師会病院

2 所在地

岡山県赤磐市下市一八七―一

二 開設者の名称（氏名）及び主たる事務所の所在地（住所）

1 名称（氏名）

公益社団法人赤磐医師会

2 所在地（住所）

岡山県赤磐市下市一八七―一

三 辞退年月日

令和四年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三一二二一〇一一九

五 サービスの種類

介護療養型医療施設

◎岡山県告示第百三十五号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があつた。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

医療法人 萌生会 国定病院

2 所在地

岡山県浅口郡里庄町浜中九三―一四一

二 開設者の名称（氏名）及び主たる事務所の所在地（住所）

1 名称（氏名）

医療法人萌生会国定病院

2 所在地（住所）

岡山県浅口郡里庄町浜中九三―一四一

三 辞退年月日

令和四年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三―二七一〇〇三五

五 サービスの種類

介護療養型医療施設

◎岡山県告示第百三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、赤磐市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和四年三月二十二日

箇所番号	岡山県知事 伊原木 隆 太	
	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定を解除する区域
二二三K小原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三D小原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇一一	土石流	次の図のとおり
二二三D小原〇一二	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D多賀〇〇八	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部東備地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第百三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、赤磐市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域		岡山県知事 伊原木 隆 太	
箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域	
二二三K小原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二二三D小原〇〇七	土石流	次の図のとおり	
二二三D小原〇〇八	土石流	次の図のとおり	
二二三D小原〇〇一	土石流	次の図のとおり	
二二三D多賀〇〇二	土石流	次の図のとおり	
二二三D多賀〇〇六	土石流	次の図のとおり	
二二三D多賀〇〇七	土石流	次の図のとおり	
二二三D多賀〇〇八	土石流	次の図のとおり	
二 土砂災害特別警戒区域		指定の区域及び法 第九条第二項括弧 書に規定する土砂 災害警戒区域等に おける土砂災害防 止対策の推進に関 する法律施行令 （平成十三年政令 第八十四号）で定 める衝撃に関する 事項	
箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域及び法 第九条第二項括弧 書に規定する土砂 災害警戒区域等に おける土砂災害防 止対策の推進に関 する法律施行令 （平成十三年政令 第八十四号）で定 める衝撃に関する 事項	
二二三K小原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
二二三D小原〇〇七	土石流	次の図のとおり	
二二三D小原〇〇一	土石流	次の図のとおり	
二二三D多賀〇〇二	土石流	次の図のとおり	
二二三D多賀〇〇六	土石流	次の図のとおり	
二二三D多賀〇〇七	土石流	次の図のとおり	
二二三D多賀〇〇八	土石流	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部東備地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月22日 岡山県公報 第12380号

〔一一八〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第三項の規定により、次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

令和四年三月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出者

倉敷市長

二 地区名

柳井原地区

三 換地処分年月日

令和四年三月八日

〔一一九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

令和四年三月二十二日

事業主体		岡山県知事	
事業主体	地区名	工種	完了年月日
児島湾土地改良区	北七区支線66号	かんがい排水	令和四・二・七
〃	西七区支線16号	〃	令和四・二・七
〃	宗津西町8番川	〃	令和四・二・一五

◎岡山県企業管理規程第三号

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和四年三月二十二日

岡山県公営企業管理者 片 山 誠 一

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程
岡山県企業局財務規程（昭和四十七年岡山県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。
第三百三十一条第一項中「の様式」を削り、「に掲げるものの」を「の各号に掲げる様式に準じて作成する」に改める。
別表第二の工業用水道事業勘定科目表の費用の表中

	原水及び浄水費	給料手当	職員の本給をいう。 扶養手当，地域手当，通勤手当，時間外勤務手当，期末手当，勤勉手当等をいう。
	原水及び浄水費	給料手当報酬	職員の本給をいう。 扶養手当，地域手当，通勤手当，時間外勤務手当，期末手当，勤勉手当等をいう。 臨時又は非常勤の顧問，参与，嘱託員等に対する報酬をいう。
			に改める。

様式第一号中	「 下記のとおり納入してください。」	「登録番号 下記のとおり納入してください。」	「 納入額 うち消費税・地方消費税相当額 （ 円 ）」
			を

納入額	うち消費税・地方消費税相当額 （ %対象 円）	に改める。
-----	----------------------------------	-------

- 様式第十号中「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」に改める。
- 附 則
- （施行期日）
- 1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の様式第一号は、令和五年度の事業年度から適用し、令和四年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

◎岡山県人事委員会規則第十四号

岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十二日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

岡山県県費負担教職員の給与に関する規則（昭和三十一年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三級地の項中「三級地」を「四級地」に改め、同表の一級地の項中

真庭市立美甘小学校	真庭市美甘
川上小学校	蒜山上福田
八束小学校	蒜山下見
を	

新見市立神郷北小学校	新見市神郷釜村
新砥小学校	哲多町蚊家
真庭市立美甘小学校	真庭市美甘
八束小学校	蒜山下見
川上小学校	蒜山上福田
に改め、	

同表の準へき地校の項中

高梁市立中井小学校	高梁市中井町西方	を
高梁市立中井小学校	高梁市中井町西方	に改め
赤磐市立仁美小学校	赤磐市仁堀中	

る。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二条の二関係）

特別の地域に所在する学校等

学 校 等 名	所 在 地
赤磐市立城南小学校	赤磐市黒本
〃 吉井中学校	〃 周匝
真庭市立北房小学校	真庭市下皆部

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則

北房中学校給食センター	北房中学校
上水田	

◎岡山県人事委員会規則第十五号

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十二日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第二号及び第三号中「六月以上」を「六月以上の任期が定められているもの又は六月以上」に改める。

第十三条第一項中「、任命権者を同じくする職（以下この項及び次条第一項において「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上であり、かつ」を削り、「特定職」を「任命権者を同じくする職」に改める。

第十四条第一項中「であり、かつ」を「であって」に改め、「であって、特定職に引き続き在職した期間が一年以上であるもの」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

◎岡山県労働委員会告示第一号
労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱した岡山県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。
令和四年三月二十二日

岡山県労働委員会
令和四年三月二十二日

岡山県労働委員会あつせん員候補者名簿

区分	氏名	職業（又は前職）	委嘱の日付
労働委員会 委員	西田 和弘	岡山大学大学院法務研究科教授	令和2年11月30日
	妻 鹿 安希子	弁護士 岡山大学大学院法務研究科准教授	〃
	濱田 陽子	岡山大学法学部准教授	〃
	福島 航	特定社会保険労務士	〃
	岡部 宗茂	弁護士	〃
	阪口 林	連合岡山副事務局長	〃
	檜 本 博美	連合岡山副事務局長	〃
	林 康 宏	運輸労連岡山県連合会執行委員長	〃
	難波 浩一	連合岡山事務局長	令和3年9月22日
	古 角 美 姫	全日通労働組合岡山県支部組織文化部長	令和4年3月10日
	梶 原 康 彦	梶原乳業株式会社代表取締役社長	令和2年11月30日
	横 山 圭 介	横山石油株式会社代表取締役社長	〃
労働委員会 使用者委員	石 田 敦 志	株式会社イシダ代表取締役	〃
	西 谷 治 朗	岡山県経営者協会専務理事	〃
	三 宅 崇 文	おかやま信用金庫常務理事	〃
	竹 田 人 士	岡山県労働委員会事務局長	令和3年4月8日
事務局職員	猪 木 雅 夫	岡山県労働委員会事務局次長	〃
	物 部 直 樹	岡山県労働委員会事務局総括参事	〃